

平成 29 年 9 月 28 日
中国四国管区行政評価局

「国立大学等における障害のある学生の修学支援に関する調査」 改善措置状況の公表

総務省中国四国管区行政評価局では、「国立大学等における障害のある学生の修学支援に関する調査」を実施し、その結果に基づき、平成 29 年 3 月 15 日、国立大学等に対し、大学等間における連携の推進など 4 事項について必要な改善措置を求める通知を行いました。

これに対して、このたび、平成 29 年 9 月 15 日までに国立大学等から、当局の通知に対する改善措置及びその予定についての回答がありました。

回答のあった国立大学等

- 国立大学 5 校
(鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学)
- 国立高等専門学校 6 校
(米子工業高等専門学校、松江工業高等専門学校、津山工業高等専門学校、呉工業高等専門学校、徳山工業高等専門学校、宇部工業高等専門学校)

[本件照会先]

総務省中国四国管区行政評価局

第二部第 1 評価監視官(高實(たかざね))

電話：082-228-6352

「国立大学等における障害のある学生の修学支援に関する調査」改善措置状況

課題及び所見

1 大学等間における連携の推進

【課題】 障害学生の支援組織、支援機器、支援に関わる人材(スタッフ)、支援ノウハウの蓄積に不安があるなど、個々の大学等の資源(リソース)のみでは十分な対応が困難。(全校)

【所見】 障害学生支援のニーズに的確に応えるため、個々の大学等における支援体制の整備・強化に努めるとともに、例えば、UE-Net などの障害学生支援のための大学等間のネットワークを活用し、人的・物的資源、支援ノウハウの不足分を相互に補う仕組み・環境づくりに取り組むこと。

報告書 P17～、P70～

改善措置状況

○ 各大学等のおかれている、支援組織、支援機器、支援に関わる人材(スタッフ)、支援ノウハウに係る資源(リソース)不足に対応するため、大学等間における連携の推進を図っている(全校)

(例)

○ 5大学(鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学)は、UE-Net に加入し、大学等間における連携の強化を図っている。UE-Net には、平成 29 年8月現在、7大学(国立5、県立1、私立1)、1企業、1行政機関(東広島市)、1専門機関(広島県立視覚障害者情報センター)が参画している。UE-Net の事務局である広島大学は、リソースシェアリングに向けて次の取組を行っている

- ① 大学間における授業の遠隔実証実験…平成 29 年7月 24 日、鳥取大学、広島大学、山口大学で実施。平成 29 年9月 27 日～29 日、鳥取大学、広島大学、広島文教女子大学、山口大学で実施(予定)
- ② 平成 29 年9月から UE-Net 会員向けに情報共有データベース(教材、支援技術、支援事例)を稼動
- ③ 教材「アクセシビリティ支援の手引き」を共同利用…平成 29 年9月から広島大学、山口大学間で実施。教育機関が独自に作成した支援者育成のための教材(手引き)を共有することで、個別の大学の負担を軽減するとともに、支援者の質の標準化を図ることが狙い
- ④ UE-Net 会員を対象とする年1回の総会・研究会、年3回の運営会議の開催

○ 鳥取大学は、鳥取県内の高等教育機関(鳥取大学、米子工業高等専門学校、鳥取環境大学、鳥取短期大学、鳥取看護大学)の参加による「鳥取県内高等教育機関学生支援ネットワーク」を平成29年2月に発足し、県内高等教育機関による連携の強化を進めている。鳥取大学は、平成 29 年10月以降、同ネットワークの総会を開催し、大学等間における情報共有を図るとともに、今後の連携の進め方について協議して行く予定

○ 岡山県内では、大学コンソーシアム岡山において、県内大学等間における障害学生支援組織として岡山障がい学生支援委員会が設置されている。同委員会は、平成 29 年5月、県内大学等間の障害学生支援情報を共有することを目的として「学生支援における情報共有専用サイト」(会員限定サイト)を開設した。岡山大学は、このサイト情報として、同校の障害学生支援に係る諸情報(授業配慮や情報保証の例、保有する機器、施設・設備など)を提供した。同大学は、今後、これらの情報に基づき他大学からの人的・物的資源、支援ノウハウの不足分を補完するための協力要請があれば、可能な範囲で協力、対応していく予定

○ 松江高専は、島根大学、島根県立大学が参加する島根学生相談研究会に参加しており、障害学生支援に係る最新情報や過去の事例等の共有を図っている。同高専は、今年度より、①学生相談に関わる多くの教職員が研究会に参加できるようにする、及び、②参加できなかった相談員のための学内連絡会を開催することにより、情報共有を徹底
また、同高専は、中国地区 8 高専で構成する学生相談室連絡協議会による情報共有に係る連携として、特別支援が必要な学生の支援計画の立案や支援ノウハウについて、テレビ会議システムを活用して相談する方法を試行中

「国立大学等における障害のある学生の修学支援に関する調査」改善措置状況

課題及び所見	改善措置状況
<p>2 教職員、学生に対する意識啓発の推進</p> <p>【課題】 障害者差別解消法の施行後も、教職員の修学支援に関する理解促進・意識啓発を図るための特段の取組を行っていないものが1校(高専)あり。 学生の修学支援に関する理解促進・意識啓発を図るための特段の取組を行っていないものが4校(高専)あり。</p> <p>【所見】 教職員及び学生に対する修学支援に関する理解促進・意識啓発を図ること。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">報告書 P21、P78</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の修学支援に関する理解促進・意識啓発を図るための取組として、教務主事から学級担任予定者に対し発達障害学生への対応方法について周知、全教職員を対象とする AED 講習会の開催、カウンセラーによる障害学生支援に関する講話などを実施(1校(高専)) ○ 学生の修学支援に関する理解促進・意識啓発を図るための取組として、AED 講習会の開催(1校(高専))、教職員・学生向けの学校だより支援内容、相談窓口を掲載し周知(1校(高専))、今後、ロングホームルーム、セミナー開催等により理解促進等を図る予定(3校(高専))
<p>3 施設のバリアフリー化の一層の推進</p> <p>【課題】 ① 主要施設については、おおむねバリアフリー化が進んでいる状況にあるが、スロープがないなどにより、車いすでの移動が困難な施設等、バリアフリー化が不十分な施設が一部あり。(全校) ② バリアフリーマップや構内案内図に関して、表示が実際と異なるもの、身体障害者用トイレを表示するなどして充実が望ましいものあり。(4大学)</p> <p>【所見】 ① バリアフリー化が不十分な施設について、身体障害のある学生の在籍状況や学生からの要望の有無等も踏まえて、優先順位を付けつつ、解消を進めていくこと。 ② バリアフリーマップや構内案内図について、実際のバリアフリー施設の配置状況と整合させるとともに、障害学生等にとって利用価値が高まるよう内容の充実を検討すること。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">報告書 P22～、P79～</div>	<ul style="list-style-type: none"> ① 主要施設のバリアフリー化に向けて、自動ドア及びスロープの設置、歩道の段差解消、階段への手摺の設置などの措置を行ったもの(6校(4大学、2高専))、また、今後、計画的に整備等を行う予定(5校(1大学、4高専)) ② バリアフリーマップ等について、実際のバリアフリー施設の配置状況と整合させるなど、表示の修正・追加により充実を図った(4大学)
<p>4 情報提供の充実</p> <p>【課題】 ① 学生募集要項において、入学試験上の支援に関する事前相談の対象者の範囲について、障害の種類・程度を限定する表現を用いているものが6校(1大学5高専)あり。 ② 施設におけるバリアフリー化の状況、支援内容・支援体制、障害学生の受入実績等について網羅的に情報提供している学校は皆無。 ③ 支援専用ウェブサイト을設けているものの、大学ウェブサイトのトップページから支援専用ウェブサイトへ円滑にたどり着くことが困難と思われるものが3校(大学)あり。</p> <p>【所見】 ① 入学試験上の支援に関する事前相談の対象者の範囲について、障害の種類・程度を限定するものと誤解されないよう学生募集要項の表現内容を改めること。 ② 情報提供の項目、方法を一層充実させることについて検討すること。 ③ ホームページ上の障害学生支援に関する情報に円滑にアクセスできるよう、構造等について見直すこと。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">報告書 P24～、P84～</div>	<ul style="list-style-type: none"> ① 学生募集要項において、受験上の配慮に関する事前相談の対象者の範囲について、障害の種類・程度を限定するような表現内容を改めた(5校(1大学4高専))、平成31年度以降の学生募集要項において改める予定(1校(高専)) ② ホームページ等による支援内容・支援体制等に関する情報提供の項目、方法の充実化を実施、又は実施を予定(全校) (情報提供を追加した例) <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページに受験上の配慮の例を掲載(4校(3大学、1高専)) ○ ホームページに修学上の支援の実施例を掲載(1校(高専)) ○ 修学上の支援を必要とする学生の相談窓口を紹介(1校(高専)) ○ 教職員向けリーフレット及びバリアフリーマップを作成しホームページに公開(1校(大学)) ③ 「障害学生支援」等のキーワードを用いて、大学ウェブサイトのトップページから支援専用ウェブサイトへ円滑にアクセスできるよう構造等を見直し(3校(大学))